

公益社団法人日本記者クラブ定款

2011年3月28日 制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は公益社団法人日本記者クラブという。
英文では JAPAN NATIONAL PRESS CLUB とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区におく。
2 この法人は、社員総会の議決を経て、必要な地に従たる事務所をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、内外の重要ニュースソースとの接触を多角化し、報道機関相互の交流を緊密化することにより、その活動の促進と社会的機能の向上、発展をはかり、ジャーナリズムの職業倫理向上および表現の自由の擁護につとめ、民主主義の発展に寄与する。この法人の事業が会員のジャーナリズム活動や報道を通し、広く国民が共有する情報となることにより、国民の知る権利、国民生活の向上安定、および国際相互理解の促進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 報道上必要と認められるニュースソースの関係者を招き、報道人との会見あるいは懇談などの会合の開催
- (2) 国賓、公賓との会見あるいは懇談などの会合の開催
- (3) 記者の報道活動の促進及び職業倫理の向上につとめるため、各種研究会、講演会などの開催
- (4) 諸外国のジャーナリスト、報道団体などとの連絡、交流をはかるほか海外視察団を派遣
- (5) 日本記者クラブ賞の授与など、報道活動を通じてジャーナリストの社会的地位を向上するために功績のあったものの表彰
- (6) 会報及び資料等印刷物の発行
- (7) インターネットを通じて良質な時事情報などの開示と、歴史的ないし重要な会見の全文保存・管理
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は次の6種とし、法人会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

1. 法人会員：次の各号の1に該当する法人で第7条の規定により入会した法人
 - (1) 社団法人日本新聞協会及び社団法人日本民間放送連盟
 - (2) 前号のいずれかに属し、この法人の目的に賛同する法人
 - (3) この法人の目的に賛同し、法人会員2名以上から推薦され、理事会の承認を得た法人
2. 基本会員：法人会員に属するもので、その法人会員から推薦され、理事会の承認を得た個人
3. 個人会員：この法人の目的に賛同し、基本会員2名以上から推薦され、理事会の承認を得た個人
4. 賛助会員：この法人の目的、事業を賛助し、基本会員2名以上から推薦され、理事会の承認を得た法人、団体及び個人
5. 名誉会員：この法人に対し、特に功労のあったもので、理事会で推薦された個人
6. 学生会員：大学または大学院でジャーナリズムを学ぶ学生で、会員2名の推薦を受け、理事会で承認された者

(会費)

第6条 会員は、社員総会で別に定める規定にしたがい、会費を納入するものとする。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

- 2 既納の会費、その他の拠出金品は、これを返還しないものとする。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(社員資格の喪失)

第8条 社員が次の各号の1に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 解散したとき
- (3) 会費の支払いを6カ月以上履行しなかったとき
- (4) 総社員が同意したとき
- (5) 除名されたとき

(会員資格の喪失)

第9条 社員以外の会員が次の各号の1に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡または解散したとき
- (3) 会費の支払いを6カ月以上履行しなかったとき
- (4) 総社員が同意したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 成人被後見人又は被保佐人になったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第8条および第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

(退会)

第11条 会員は理事会に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(社員の除名)

第12条 社員が次の各号の1に該当するときは、社員総会の議決によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 除名にあたっては弁明の機会を与えなければならない。

(会員の除名)

第13条 社員以外の会員が次の各号の1に該当するときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 除名にあたっては弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(種別)

第14条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 15名以上30名以内
(うち理事長 1名、副理事長 2名以内、専務理事 1名)
 - (2) 監事 3名以内
- 2 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、社員総会の決議に基づき選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の中から理事会の決議に基づき選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第16条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表してその業務を執行し、副理事長は理事長を補佐し、専務理事は理事会の命を受けて日常の業務を処理する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第17条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第18条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の議決によって解任することができる。

(報酬)

第20条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給する。

第5章 社員総会

(構成)

第21条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

(権限)

第22条 社員総会は次の事項について議決する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 役員報酬等の額
- (6) 役員報酬等の支給基準
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で議決するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 社員総会は、定時社員総会として事業年度終了後2カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第24条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第25条 社員総会の議長は理事長とする。

(議決権)

第26条 社員総会における議決権は社員1名につき1個とする。

(決議)

第27条 社員総会の議決は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 合併及び譲渡

(6) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第14条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することにする。

(書面議決等)

第28条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面または電磁的方法により議決し、または(他の社員を代理人として)議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条第1項及び第2項の規定の適用については、その社員は当該社員総会に出席したものとみなす。

3 理事または社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第30条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該会議に出席した理事2人を議事録署名人として、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職
- 4 この法人は、保有する株式（出資）に係わる議決権を行使してはならない。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、第7条の決議は理事の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとする。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事を議事録署名人として、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局及び職員

(設置及び任免)

第36条 この法人の事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び所要の職員をおく。

- 2 事務局長は理事会の決議に基づき理事長が任免する。
- 3 専務理事は事務局長を兼務することができる。
- 4 事務局長は有給とする。

- 5 事務局長は理事長の命をうけ、本法人の事務局を総括する。
- 6 職員は事務局長が任免する。
- 7 職員は有給とする。

(組織及び運営)

第37条 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の議決を経て理事長が定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 移行の登記の前日の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁される。

(資産の管理及びその方法)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始前に、理事長が作成し、理事会及び社員総会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更・合併並びに解散

(定款の変更)

第45条 この定款は社員総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は社員総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しく

は地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(合併及び譲渡)

第49条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

第10章 公告の方法

(公告)

第50条 この法人の公告は電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は斎藤史郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

